

AP十年ニュース

Asian and Pacific Decade Newsletter
「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム・ニュースレター

vol. 11

■発行人・編集人
■総合事務局

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム実行委員会広報・記録委員会委員長 比留間 ちづ子
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 日本障害者リハビリテーション協会内
TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5292-7630
<http://www.normanet.ne.jp/~forum/>

CONTENTS

- ★「アジア・太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムの総括 ①
- 札幌フォーラム報告 D P I 札幌宣言 (仮訳) ③
- 大阪フォーラム報告 障害者の権利実現へのパートナーシップに関する大阪宣言 ④
- ★滋賀ESCAPハイレベル政府間会合報告 ⑦
- ★キャラバンキャンペーンを実施して ⑩
- ★最終年記念フォーラム寄付金状況/ 拋出者一覧 ⑪
- ★フォーラム「草の根募金」継続中 ⑫
- ★「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念セミナー 開催決定! ⑫

2002年は
アジア太平洋
障害者の十年
最終年

新しい十年への展開を求めて

「3つの国際会議」への御協力ありがとうございました!

- 第6回DPI世界会議札幌大会 (2002年10月15~18日)
- 第12回RIアジア太平洋地域会議 (2002年10月21~23日)
- 「アジア太平洋障害者の十年」推進キャンペーン大阪会議 (2002年10月21~23日)

バリアフリー! 3つの国内推進キャンペーン!

- 「欠格条項」総点検キャンペーン
- 「市町村障害者計画」策定推進キャンペーン
- 「情報バリアフリーとIT環境の整備」推進キャンペーン

「アジア・太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムの総括

フォーラム「3つの国際会議」は、おかげをもちまして無事全日程を終了いたしました。

本号では、「3つの国際会議」の総括として、各会議の参加者データと、八代組織委員長がフォーラムの成果を受けてESCAPハイレベル政府間会合で行ったあいさつの全文を紹介するほか、それぞれの会において採択されたD P I 札幌宣言 (全文)、大阪宣言 (全文)、およびびわこミレニアムフレームワークの概要 (福祉新聞11月4日号より転載) を掲載し、また大阪フォーラム登壇者より寄稿いただいた文も折り返ししながら、記録と総括とします。

1. 第6回D P I 世界会議札幌大会

- (1)2002年10月15日(火)~18日(金) 北海道札幌市
- (2)参加状況
 - ・国と地域/109
 - ・参加者/3,113名(うち海外841名、国内2,272名)
 - ・ボランティア/3,300名
- (3)政府代表、知事、市長、推進議連代表等が来賓参加
- (4)「D P I 札幌宣言」を決議

- ・参加者/2,470名(うち海外1,263名、国内1,207名)
- ・ボランティア/500名
- (3)常陸宮殿下、知事、市長等が来賓参加
- (4)「大阪宣言」を採択

2. 「大阪フォーラム」

- ★第12回R I アジア・太平洋地域会議
- ★「アジア太平洋障害者の十年」推進キャンペーン2002
- ★国際職業リハビリテーション研究大会
- ★総合リハビリテーション研究大会
- (1)2002年10月21日(月)~23日(水)
大阪府大阪市及び堺市
- (2)参加状況
 - ・国と地域/55

3. 総計 (重複あり)

- ・国と地域/164 (累計)
- ・参加者/5,583名 (累計)
- ・ボランティア/3,800名

4. E S C A P 政府レベル政府間会合への参加

- (1)2002年10月25日(金)~28日(月) 滋賀県大津市
- (2)ESCAP 加盟・準加盟27か国・地域より128名(うち閣僚級9名)、国連機関等7機関より13名、NGO ほか212名、合計353名が参加
- (3)八代組織委員長から「大阪宣言」を中心に「新・アジア太平洋障害者の十年」について説明、提言
- (4)「びわこミレニアムフレームワーク」を採択

アジア太平洋障害者の十年最終年記念フォーラムからの提言

2002年10月25日
組織委員長 八代 英太

親愛なる ESCAP 加盟各国の皆様、ようこそ日本の湖の都滋賀、大津においでくださいました。心から歓迎申し上げます。私は今回日本で開催されました、3つの「障害者国際フォーラム」の組織委員長であります、日本国衆議院議員の八代英太であります。

親愛なる皆様！

このアジア太平洋61ヶ国には多くの障害者が住み、生き、明日に希望を抱きながら毎日頑張っております。

さて、この滋賀県は日本の障害者福祉の原点の里と言われております。美しい自然に囲まれた福祉の里でもあります。そして、重い障害をもった子供たちのために近江学園を開校され、生涯を障害児の教育のために尽くされた糸賀一雄先生のふるさとでもあります。その糸賀先生のご遺徳を偲び、毎年アジア太平洋の障害者で、障害者のために尽くされた人を表彰する「糸賀一雄記念賞」でもおなじみでもあります。

糸賀先生の言葉に「この子らを世の光に！」と言う言葉があります。「この子らに世の光を」ではなく、この子たちが世の光になるのだと語られました。

まさに障害者の明日への希望、自立への挑戦をうたっています。障害者が頑張ることによって人間社会の模範としての光になり得ることを糸賀先生は述べておられました。

その琵琶湖の滋賀に於いて来年からの新たなアジア太平洋障害者の第2の十年のために各国ハイレベル政府間会合が開催されることは、これからの十年の目標の中に大きな責任を分かち合うことが大切であり、一同に会した各国の障害者担当の皆様にも強力なサポートを心からお願い申し上げ、「札幌フォーラム、大阪フォーラム」を含めた「アジア太平洋障害者の十年最終年記念フォーラム」の宣言を要約して発表させていただきます。

宣言は4つの柱になっております。

1つは障害者の権利条約の早期実現に向け関係機関及び団体などと協力・連携しながら全力を挙げて取り組むことを域内各国政府に要望することです。

2つには第2のアジア太平洋障害者の十年の推進に積極的に取り組むことと、そのために全ての障害者が地域社会におけるあらゆる活動に参加できるように、バリアフリー、コミュニケーション支援、地域リハビリテーション、教育、訓練と雇用、生活支援を数値目標を定めて実施することです。

3つにはRNNを発展させてAPDF「アジア太平洋障害フォーラム」とし、このAPDFに各国障害者が参加し、各国政府が援助し、国際機関、各国政府と協力し、長期プランを策定し、モニタリングの定期的検証を含め積極的に取り組むことです。

4つには日本とタイの協力によって設立されるバンコクの「アジア太平洋障害開発センター」を拠点とし、障害者のエンパワメント及び、バリアフリー社会を目指し、自立支援プログラムを策定し、この域内の障害者施策推進センターとして各国政府も協力しつつ支援体制を作ることであります。

以上が概略的な大阪フォーラム宣言であります。

親愛なる ESCAP 加盟国の皆様！

去る10月15日から4日間、北海道札幌で第6回「札幌フォーラム DPI 世界会議」が開かれ、アジア太平洋各国は勿論、世界から119ヶ国の障害者が参加し、熱い議論を展開しました。特に昨年の国連総会でメキシコ政府から提案された国連に於けるアドホック特別委員会で審議が始まった「障害者の権利」に関する条約に熱い思いが寄せられ、この権利条約が早期批准されるよう国連はもとより各国政府に働きかけることを確認しました。

親愛なる ESCAP 加盟国の皆様！

このアジア太平洋に於いては来年からの第2の十年の行動計画の目玉として、この総会に於いて決議をして頂き「障害者の権利条約」がESCAP域内から産声を上げるべくイニシアチブを取って頂きたいと考えます。

既にESCAPに於いて「21世紀に於けるアジア太平洋地域の障害者にとって包括的でバリアフリーの権利に基づいた社会の促進」に関する決議が採択されたことを考えても、このアジア太平洋地域に於いては国連の「障害者権利条約」批准への道は光が差し込んでいるものと思っております。

ESCAP 加盟国代表の皆様！

1993年から始まった「アジア太平洋障害者の十年」はあっという間に過ぎました。この間アジア地域に於いては経済的危機等、また極地的紛争など、波乱の十年でありました。そうした中でい

つも涙し、苦しむのは障害者であります。地雷等紛争の後遺症によつての後天的障害者も多く存在し、障害者の社会への参加は拒まれ続けて参りました。私たちは何より平和を望んでおります。

その平和があつてこそ貧困からの脱却と障害者自立への意欲が生まれて来るのであります。

親愛なる皆様！

「私たちは物乞いにはなりたくない、私たちに自立する機会を与えて欲しい」とこの域内の障害者は絶えず訴え続けております。

1992年 ESCAP 北京総会で決議された「アジア太平洋障害者の十年」を更に来年からも再び十年継続しようと決議して頂いたことにアジア太平洋の障害者は心から歓迎し、札幌フォーラムも、大阪フォーラムも、次なる十年こそ「実りの十年」にしなければならぬと決意しました。

繰り返して申し上げますが、そのためにも障害者の人間としての尊厳が担保され、権利が保障され、人権が守られなければなりません。その基礎が「国連の権利条約」の早期批准であることをご承知ください。

親愛なる ESCAP 加盟国の皆様！

10月21日から始まった大阪フォーラムは10年前、日本の沖縄から始まったRNNの最終ゴールとして大阪での過ぎ去った十年の総括と第2の十年への取り組みがテーマとなり熱心に議論されました。

障害者はこの地球上に人口の10%の6億人、そしてこのESCAP域内には60%、3億6千万人が住んでおります。

多くの障害者は50メートル進むにも、100メートル歩くにも社会のバリアを超えなければならない苦しみがあります。「バリアフリー」は第2の十年の強い風にならなければなりません。

健康な人を標準とした社会にあつて障害を持つことによつてメインストリームに障害者が参加することができない。人間社会としてこんな不条理なことは許されません。

「誰もが行きたい所へ行ける社会」こんなごく当たり前の言葉が障害者にとって社会のバリアを思うと大きな心の叫びでもあるのであります。

「バリアフリー」は心のバリアも取り除かなければなりません。バス・鉄道等の公共交通機関を始め住宅・建築物などバリアは障害者の前に大きく大きく立ちかかっています。

親愛なる ESCAP 加盟国の皆様！

1つは障害者の権利、2つ目はバリアフリー。札幌の熱い議論も、大阪に参集したアジア太平洋の仲間も第2の十年の目標は異口同音に「権利とバリアフリー」と叫びました。

折しもタイのバンコクには「アジア太平洋障害開発センター」が日本政府とタイ政府の協力で建設されます。私たちアジア太平洋の障害者はここを第2の十年の司令部としてアンテナを張りめぐらし、情報を集積してESCAPと共同歩調を取りつつ各国政府に呼びかけて、実りある実行ある「第2のアジア太平洋障害者の十年」の幕を開きたいと思っております。

ESCAP 加盟国代表の皆様！

この琵琶湖は日本で最大の湖であります。世界で最大の湖ではありませんが私たち日本人にとっては最大の美しい誇りの湖であります。

この湖は周囲の山々の木々の小さな雫が集まり、小さな川となり、大きな川と合流し、この琵琶湖に注がれ、大きな湖となっているように、ESCAPが長い歴史の中で61ヶ国と大きく育つたように、アジア太平洋の小さな国の障害者が大きくなるとなると障害者の組織や、障害者問題を共に考えるNGOが無数に誕生したように、全ては小さなひとしずくから大きく育っていくのであります。

一人の力は弱い。されど一人が始めなければ何も始まらない思いに立って今、アジア太平洋の障害者は大きな連帯の時を迎えております。

この琵琶湖の美しさに負けないたくましい歩みを見せてもおります。

近江学園創設者、日本の障害者福祉の原点を作られた糸賀一雄先生の地、琵琶湖から「この子らを世の光に」を引用しつつ「この地域の障害者がアジアの光に」との思いに立って、この「びわこミレニアムフレームワーク」が立派な行動計画として策定され、決議して頂くことを心からお願い申し上げて、私の「アジア太平洋障害者の十年最終年記念フォーラム」の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

※10月25日、ESCAPハイレベル政府間会合にて講演

アピール

● 札幌フォーラム報告

D P I 札幌宣言 (仮訳)

1981年シンガポールで行われた第1回世界会議で、我々は連帯し、権利のために闘わなければならないことを確認した。2002年の今日、我々はこれまでの歩みの中で最も強く団結している。すべての大陸を網羅する135ヶ国に国内会議があり、権利のために闘う準備は整っている。

109カ国から3,000人以上が参集した過去最大の札幌大会での発表および討議を通じて、1981年の創設以来多くの事が達成されたということを確認している。しかし、まだ多くの課題が残されていることも同時に認識している。国連の統計によると世界には約6億人の障害者がおり、そのうちの82%は発展途上国に住んでいる。社会の他の市民と異なり障害者は最も惨めな状況にあり、政策、環境意識、人々の態度から生じる障壁のために地域社会から孤立、排除されている。それゆえ我々は戦争と貧困及びあらゆる形態の差別、特に障害者に対する差別の根絶を目指して闘う。

障害者は疑問の余地なく世界で最大の最も差別されているマイノリティーグループであり、その人権は構造的に侵害されている。貧しい中でも最も貧しい人々に対する人権侵害は生活状況の悪化、侮辱的な扱い、快適な住宅、保健、教育、雇用、社会的統合の欠如を招き、死に直面することも多い。現存する国連条約のもとで、我々の人権は一般的に無視されるか、モニタリングの過程でも軽視されている。それゆえに、

- ・我々は、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的に於ける全般的な権利を反映した特定の国際権利条約を要求する。そして、条約の信頼性、正当性及び効率性を保証するため、障害者の独自の視座を反映させる強力なモニタリング機構を備えることを要求する。

- ・我々障害者は、この法律の作成にあたり『我ら自身の声』を要求する。我々に関するあらゆるレベルのあらゆる事項に関して意見が反映されることを要求する。

- ・我々は、国連事務総長が障害者のための『国際人権条約』作成に必要な便宜を継続して提供し、『国連障害者プログラム』を支援するための予算の再配分を要請する。

- ・我々は、すべての国連加盟国が条約の作成と採択を支持すること及び障害者、特に開発途上国の障害者の参加を支援するための『任意拠出金』の創設を懇請する。

- ・我々は、全ての障害者及び障害者団体が条約の二一ドと利益について一般市民と政治家を教育することを奨励する。

さらに、

- ・我々は、すべての国が差別禁止法を採択し実施すること、及び障害者への機会均等を保証する政策を実施することを要求する。

2002年10月

※世界会議で採択、その後の評議会にて修正



▲第6回D P I 世界会議札幌大会開会式



▲各分科会にもたくさんの参加者が詰めかけました



▲息のあった踊りを披露するチーム「動夢舞（どんまい）」

アピール

● 大阪フォーラム報告

障害者の権利実現へのパートナーシップに関する大阪宣言

障害者の完全参加と平等実現を目標に、世界的には「知的障害者の権利宣言」(1971年)、「障害者の権利宣言」(1975年)、「障害者に関する世界行動計画」(1982年)、「職業リハビリテーションおよび雇用(障害者)に関する条約(ILO第159号条約、1983年)」、「障害者の機会均等化に関する標準規則」(1993年)、「特別なニーズ教育に関するサラマンカ声明及び行動フレームワーク(サラマンカ声明)」(1994年)および「すべての人のための教育に関するダカール行動フレームワーク」(2000年)などに基づき、また、アジア太平洋地域では、「アジア太平洋障害者の十年」(1993年~2002年)の「行動課題」(1993年)および行動課題実施のための「73の目標」(1996年)および同「107項目」(2000年)などに基づき、これまで取り組みがすすめられてきた。にもかかわらず、各国・地域、とくに途上国においてはその目標達成にはまだまだ多くの課題が残されているのが、現状である。

目標達成に向け、こうした取り組みをさらに強化・継続することなどを目的に、昨年12月の国連総会で「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約」に関する決議(56/168)が採択されたこと、および国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)でも「21世紀におけるアジア太平洋地域の障害者にとって包括的でバリアフリーの、権利に基づいた社会の促進」に関する決議(58/4)が採択されるとともに、それに基づきアジア太平洋障害者の十年が2003年から2012年までさらに10年延長されることが決定されたことをこころから歓迎する。

1993年以来、アジア太平洋障害者の十年推進 NGO 会議(RNN)が、毎年キャンペーン会議を、沖縄(1993年)、マニラ(1994年)、ジャカルタ(1995年)、オークランド(1996年)、ソウル(1997年)、中国・香港特別行政区(1998年)、クアラルンプール(1999年)、バンコク(2000年)、ハノイ(2001年)および大阪で開催してきたことで、アジア太平洋障害者の十年推進に積極的に寄与してきたことを評価するとともに、来年からはじまる次のアジア太平洋障害者の十年においては、障害者の完全参加と平等実現の強力なツールとなる、障害者権利条約採択に向け、域内各国における世論形成して政府の判断と行動を促進するため、従来のRNN加盟団体に加え、より多くの地域レベルおよび各国レベルの障害 NGO および民間セクターを含む、関係団体の協力・連携のもとにさらに強力な推進活動を継続的に展開する必要がある。

わたしたち「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム参加者は、そのような認識をもとに、以下のことの実現をめざして行動することを宣言する。

1. 障害者の権利条約の早期実現に向け、関係機関および団体などと協力・連携しながら、全力をあげて取り組む。それに関連して域内各国政府に次のことを要請する。
 - (1) その早期採択に向けて各国政府が積極的に取り組むこと。
 - (2) 今後開催される障害者権利条約にかかる国連特別委員会の政府代表団に障害当事者をはじめ、障害関係団体の代表をメンバーに加えること。
 - (3) 既存の6大人権条約(自由権規約、社会権規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、児童の権利に関する条約、拷問等禁止条約)を障害者の権利保障に積極的に活用すべく、各国の国内モニタリング機構を補強するとともに、そのモニタリングならびに障害者の機会均等化に関する標準規則の実施・強化プロセスへの障害当事者をはじめ、障害関係団体の専門家の参加を確保すること。
2. 次のアジア太平洋障害者の十年の推進に積極的に取り組むとともに、域内各国政府などに次のことを要請する。
 - (1) 次のアジア太平洋障害者の十年推進のために財政的措置を講ずること。
 - (2) 障害に関する共通概念の確立、共通概念を用



▲開会式

いた実態調査に基づく国内統計の整備、ならびに同統計などをベースにした障害者施策推進のため、社会的環境と障害の関係を基本とし、国際生活機能分類（ICF）を指標のひとつとして活用すること。

- (3)(1)障害原因となる貧困の削減、戦争、紛争およびテロの防止、地雷の廃絶およびエイズなどの予防、ならびに女性障害者および高齢障害者を含む、すべての種類の障害者が、地域社会におけるあらゆる活動に参加できるようにするために、とくに環境改善とコミュニケーション支援、地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）、教育、訓練と雇用・就労、地域生活支援および家族支援などの整備について、一定の期限と数値目標を定めた、全国および地方レベルの計画を策定すること。(2)同計画策定への障害当事者団体をはじめ、障害関係団体代表の参加を確保すること。(3)同計画の実施状況の定期的モニタリングにも当事者団体をはじめ、障害関係団体代表の参加を確保すること。
- (4)(大阪でのハイレベル政府間会合での検討・採択が予定されている)「琵琶湖新千年紀行動フレームワーク」のサブリージョンおよび地域レベルにおける実施状況を定期的に調整・モニターするための域内作業グループへの障害当事者団体をはじめ、(設立が提案されている)「アジア太平洋障害フォーラム（APDF）」加盟団体の参加、ならびにその参加を確保するため財政的支援をすること。

3. RNN を発展させた、地域全体でより多角的な活動を継続的に展開するための基盤をもつ新たな組織として設立が予定されている APDF への地域および国内関係団体などの参加と支持をひろく働きかけるとともに、国際関係機関、域内各国政府、財団および民間セクターなどに対して次のような支援を要請する。

- (1)国内、サブリージョンおよび地域レベルでの新千年紀フレームワークなどの目標達成状況の定期的モニタリングへの参加ならびに、有効な提言およびそのフォローアップなどを行ないうるだけの調査および企画・立案能力を備えた活動を継続的に実施しうるための財政的基盤を確保すること。
- (2)サブリージョンおよび地域レベルでの定期的モニタリングとリンクした形での第二のアジア太平洋障害者の十年キャンペーン会議実施への財政的支援を確保すること。

4. 日・タイ両政府の協力により設立された、障害者のエンパワメントおよびバリアフリー社会づくりを目指す、「アジア太平洋障害開発センター」に対して積極的に協力および支援をするとともに、国際関係機関、域内各国政府、財団および民間セクターにも支援を要請する。

5. アフリカ障害者の十年（2000年～2009年）、アラブ障害者の十年（2003年～2012年）、およびヨーロッパ障害者年（2003年）との経験交流および連帯活動に積極的に取り組むとともに、そうした活動への国際関係機関、域内各国政府、財団および民間セクターの参加・支援を要請する。

2002年10月23日

「アジア太平洋障害者の十年」
最終年記念フォーラム参加者一同



▲10月23日 ビッグ・アイで行われた全体会



▲閉会式であいさつする板山賢治実行委員長

<寄稿>

R I

第12回R I アジア太平洋地域会議に参加して

R I アジア太平洋地域就労雇用委員会副委員長
大渡憲一

R I アジア太平洋地域会議は、10月18、19日の役員会、総会を皮切りに、大阪フォーラムの一環として開催されました。

話題の中で注目されたのは、国連における障害者権利条約への対応です。トーマス・ラガウォール事務局長の状況報告によれば、昨年、メキシコから条約の草案が国連に提案され、7月末から8月にかけてアドホック特別委員会が開催されました。これには約60か国が参加しましたが、「60もの多数の国が参加した」ととらえるか、「加盟国190あるうちの60か国しか参加しなかった」ととらえるかの2つの受け止め方があるでしょう。大方の国は賛成の方向ですが、女性、児童などさまざまな権利条約が既に採択されている中で、障害者の条約がさらに必要かという慎重論もあるとのことでした。

また、過去の同様の条約の審議には、10年など長期を要したものもあり、採択されてもその後、各国による批准が進んで一定数以上になって初めて効力を発揮することを考慮し、審議のスピードアップを図る必要があることなどが提起されました。内容の充実と早期実現をめざして、各国政府、障害者組織が協力して推進していくことが必要でしょう。

RNN

「アジア太平洋障害者の10年」最終年記念フォーラム

—私の思い—

社団法人大阪聴力障害者協会
会長 清田 廣

包括的な意味からは、障害者に対して、法律はどうか、制度はどうか、ということから、基本的には「障害者の権利条約」を制定するためにどう取り組むべきかが話し合われました。

そのための最重要な条件として、障害者自身が専門家としてさまざまな分野で発言していく、専門性を高めていくということが会場の共通認識になったように思います。

そして、「障害者問題がようやく政府の課題として取り上げられるようになった」という発言にありますように、障害者問題を国レベルで取り組むようにしないと、職業、教育、医療、生活、そして文化、スポーツも含めて、「完全参加と平等」は実現しないということが明らかにされました。何よりも、国民の理解が必要であるので啓発活動が重要であると強調されました。障害者や関係者の意識の向上という意味では大変意義のあるフォーラムになりました。

しかし、具体的な解決のためには、やはり、障害当事者の団体をどう組織するかが、一番重要になるのではないかと思います。

啓発であれ、国を動かすのであれ、個々人の力では無理です。聴力障害者の例で言えば、アジア太平洋52ヶ国の内、聴力障害者団体が組織されているのは19ヶ国にすぎません。

また、団体が組織された国においても、聴力障害者にとって最も大切な人権の保障である手話通訳の制度がある国は、数えるほどしかありません。

手話通訳の保障がないと言うことは聴力障害者の人権が守れないということを考えますと、「障害者の権利条約」の具体性が問題になります。確かに、「障害者の権利条約」を制定して、これに基づいて法律や制度を作っていく方法もあります。

そのためには、それを働きかける当事者団体が必要不可欠になります。この意味からも、新たに設立されるAPDFは、アジア太平洋各国における当事者団体の組織化の支援に力を入れて頂きたいと強く思いました。

職リハ

「国際職業リハビリテーション研究大会」

日本障害者雇用促進協会企画部長

萬濃 正士

日本障害者雇用促進協会の主催による「国際職業リハビリテーション研究大会」の独自プログラムには、職リハ関係施設、企業、労働行政機関、当協会の障害者職業センターなどから570名の方が参加しました。

22日は、ILO 職業リハビリテーション上席専門官デボラ・ペリー氏及び放送大学名誉教授三ツ木任一氏による特別講演と海外からの発表者を交えての国際交流分科会が行われました。ペリー氏は、ILO が行った各国における「アジア太平洋障害者の十年」の実施状況に関する調査結果をもとに政策の動向や好事例などを紹介され、また、三ツ木氏は我が国における戦後の職リハの発展と研究の歩みを四つの時期に分けて分かりやすく述べられました。国際交流分科会は、法制度・施策、職業指導・評価、職業能力開発及び企業における障害者雇用状況の四つのテーマに分かれて行われ、13カ国の政府関係者、専門家、企業幹部が発表、意見交換を行いました。フロアからの質問や意見も多く、中には障害者差別禁止法と雇用率制度との両立は可能かといったホットな話題もありました。また、アジア地域でも施策がたいへん充実している国があるということが知られ、理解が深められたと思います。

最終日の23日は、例年行っている国内の職リハに関する研究発表会を開催し、盛況のうちに終了しました。

滋賀ESCAPハイレベル政府間会合報告

国連ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」最終年—ハイレベル政府間会合の結果について—

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）障害者施策担当

矢野 理恵子

2002年10月25日（金）から28日（月）の4日間、滋賀県大津市において国連アジア太平洋経済社会委員会による「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合が開催されました。以下、概要をご紹介します。

会議には、ESCAP加盟、準加盟の27か国・地域より、閣僚級から本省課長級のメンバー、国連機関等、NGO等より約350名の参加がありました。日本からは、矢野外務副大臣、阿南内閣府政務官を首席代表とし、内閣府、外務省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省等より政府代表団として参加しました。

会議初日、阿南内閣府政務官が議長に選出されました。

会議では3つの議題がありました。ひとつは現「アジア太平洋障害者の十年」（以下「十年」とする。）のレビュー、次に「十年」のハイライトとして、7分野の好事例が紹介されました。最後に、次期十年の行動の地域的枠組みの検討がなされました。

会議においては、各国・地域の事情や国連機関における事例、NGOからの意見など参加メンバーから様々な発言があり、活気あるものでした。我が国からは、



▲開会式

議題に沿って障害者施策推進本部や身体障害者補助犬法、交通バリアフリー法、ハートビル法、盲・ろう・養護学校や障害者雇用対策について紹介しました。

この政府間会合においての成果は、次期十年の地域的行動枠組みとなる「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク（仮訳。原題は「BIWAKO MILLENNIUM FRAMEWORK FOR ACTION TOWARDS AN INCLUSIVE, BARRIER-FREE

AND RIGHTS-BASED SOCIETY FOR PERSONS WITH DISABILITIES IN ASIA AND THE PACIFIC）」が、満場一致で採択されたことです。これは、域内各国・地域における重要な指針となるものです。内閣府では、現在新しい「障害者基本計画」を策定中ですが、この理念を反映させたいと考えています。



▲関連行事

「アジア太平洋障害者の十年後の取り組みを考える集い」

「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合関連行事を開催!

滋賀県 健康福祉部

アジア太平洋障害者の十年国際会議開催支援室

政府間会合や関連行事の開催を通して、日常生活の中で障害のある方々の生活や活動が当然のこととしてあるということを意識した社会づくり、すなわち「インクルーシブ」な社会づくりについての理解が深まったと考えております。

また、今回の政府間会合や関連行事の開催運営には300名を超えるボランティアの方々のご協力を得ましたが、多くの県民の皆様との連携と交流の輪がさらに広まり、障害者福祉に対する意識の向上という、大きな財産になったものと思います。



▲第6回糸賀一雄記念賞授賞式での花束贈呈の1コマ



▲記念切手付き絵はがきセットのPRをする城陽市立青谷小学校6年のボランティアの皆さん（APWD）

○滋賀県大津市で行ったさまざまな関連行事○

イヴフェスティバル（10/24）、交流会（10/25～27）、第6回糸賀一雄記念賞授賞式（10/26）、障害者芸術展（10/24～28）、2002年命輝けびわ湖第九コンサート（10/27）、APWD 総会・国際セミナー（10/25～28）など

「アジア太平洋障害者の十年国際会議記念80円郵便切手」2枚と、原画作家さとなかちえさんの絵はがき4枚をセットにした「記念切手付き絵はがきセット」を、1セット500円で販売しています。

記念切手付き
絵はがきセット
販売中



購入ご希望の方は、(1)お名前、(2)送付先住所、(3)希望部数を明記のうえ、FAXまたはEメール等でフォーラム事務局までご連絡ください。郵便振替用紙を添えて、送付いたします。

*作業所等で販売協力いただける場合は、事務局までご一報ください。

資料 びわこミレニアム・フリームワークの概要

ESCAPで採択された「びわこミレニアム・フリームワーク(MFW)」の概要は次の通り。

I. 序文

インクルーシブな社会は、バリアフリーな社会とは物理面や人の態度・社会・経済・文化的な障壁のない社会、権利に基づく社会とは発展の権利を含む人権の概念に基づく社会を意味する。

II. 原則と政策方針

(1)教育・保険・情報・通信、職業訓練・雇用、社会福祉などの分野における障害者の機会均等や平等な扱いに関する法律・政策を制定・施行する。この法律・政策は、すべての障害者を対象とする。

III. 優先的な行動領域

(A)障害者の自助団体(B)女性障害者(C)早期発見・早期対処と教育(D)自営を含む職業訓練と雇用(E)各種施設及び公共交通機関へのアクセス

IV. 各優先領域の目標と具体的行動(目標のみ掲載)

(1)障害者の自助団体
(2)障害者に関する国の調整委員会を設立・強化する
(3)障害者が自助団体に参加することに重点を置き、障害者団体の発展を支援し、障害者が国の政

策決定過程に参加できるようにする
(4)貧困削減、初等教育、男女平等、若年者雇用の分野で、障害者を取り組みの中心に据える
(5)障害者に関する国の統計資料収集・分析能力を高める
(6)障害者に関する分野で0-4歳までの障害児のための早期対処方策を確立する
(7)障害者の予防リハビリ、機会均等に関する地域での取り組みを強化する
(8)社会基盤・サービスの開発において、ユニバーサルデザインを取り入れる
(9)各国の障害者自助団体の概念を取り入れる

(10)優先的な行動領域IIの女性障害者の全面的な参加と平等を促進する方策を確立する
(11)国、一般の女性団体を含むあらゆるレベルで、女性障害者の権利を守る施策を確保する
(12)0-5年までに、すべての障害者自助団体の50%が「職業リハビリテーション」に関する条約を批准する
(13)0-5年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(14)0-5年までに、すべての国で障害者雇用率・自営率を示すデータを揃える
(15)0-5年までに、すべての国で各種施設・公共交通機関へのアクセスを確保する
(16)0-5年までに、すべての国で公共交通システムは、障害者・高齢者が全面的に利用可能なものとし、既存の公共交通システムは可能な限り速やかに利用可能なものにする
(17)0-5年までに、学齢期にある障害児の75%が初等教育課程を完全に修了していることを最も重要な目標の一つとする
(18)0-5年までに、家族が支援・訓練を受けつつ、すべての障害児(0-4歳)が地域の早期対処サービスを受けられるようにする
(19)0-5年までに、障害者が障害を持たない人と同じように、インターネットでその関連サービスを利用できるようにする
(20)0-4年までに、ICTの国際基準に責任を持つ国機関は、ICT国際基準に障害者のためのアクセス基準を組み入れる
(21)0-5年までに、政府は加盟国のICT政策に障害者のためのICTアクセス基準を導入し、障害者が受益対象に含まれるようにする
(22)0-5年までに、すべての国で政府は共通の手話・触手話・点字を開発・普及する
(23)0-5年までに、政府は緊急に手話・触手話・点字の通訳者及びリターを雇用する仕組みを開発する
(24)0-5年までに、貧困の削減及び生計を支える計画による貧困の削減
(25)0-5年までに、一日の収入・消費額が1ドル未満の障害者の割合を半減させる
(26)0-5年までに、目標達成のための戦略
(27)0-5年までに、障害者団体と協力し、びわこMFWの目標・戦略を実施するための5カ年行動計画を策定・採択する
(28)0-5年までに、この計画には障害者を健常者のための開発計画・事業に盛り込むようなインクルーシブな政策・事業を含める
(29)0-5年までに、障害者差別をなくすため、障害者の権利を保護する法律と政策を採択し、既存の法律を見直す
(30)0-5年までに、国が障害者差別を明確かつ具体的に定義するとともに、国連の人権や障害者に関する基準に合わせ、障害者がこうした法律の下、権利を保護され、人権に関する救済措置を受けられるようにする
(31)0-5年までに、障害者の人権委員会を、障害者の人権を特に重視し、全力でその役割を果たす。政府は障害者の人権を守るため、独立した障害者の人権機関の設立を検討する
(32)0-5年までに、障害者団体及び市民団体が協力して、障害者の予防とリハビリテーション、エンパワメントのための地域に根ざした政策を打ちに策定する。地域に根ざしたリハビリテーションの観点には、ピアカウンセリングを含めた自立生活の概念、権利を守る取り組みを反映する
(33)0-5年までに、アジア太平洋地域の各国政府は0-4年までに、NGOと協力して「びわこMFW」の目標・戦略を達成するための優先事項と行動計画を策定する
(34)0-5年までに、準地域内の各国政府は、その地域内に連絡調整拠点を設ける場合は、関係NGOと協力する
(35)0-5年までに、市民団体、民間組織は協力して「アジア太平洋障害者センター」の職業訓練・情報機能を支援・活用する。センターは障害者の能力開発に取り組み
(36)0-5年までに、民間組織は特定領域の研究センターを設立し、ネットワークを構築する
(37)0-5年までに、ESCAPとその他国連機関は、特定領域の研究センターを認定し、ネットワークの構築を支援する
(38)0-5年までに、各地域の政府は障害者に関する体系的に、職業協定、技術移譲、人材開発などを始める。政府はびわこMFWの目標を達成するため、情報・経験などの面で地域間交流を進める
(39)0-5年までに、アジア太平洋地域、アフリカ地域、西アジア地域は、地域間の情報、経験、専門知識の交流を通じ、地域ごとの計画が効果を生むよう協力と連携を強化する
(40)0-5年までに、監視と評価
(41)0-5年までに、びわこMFWの進捗状況を確認するため、二年ごとに機会を開き、報告書を発表する
(42)0-5年までに、国連、各国政府、障害者団体を始めとする市民団体からなる地域作業部会は、定期的な機会を開き、びわこMFWの進捗状況を監視する
(43)0-5年までに、びわこMFWの中間評価を行う。この評価に基づき計画の修正や新たな戦略計画を策定する場合は、関係

が地域の早期対処サービスを受けられるようにする
(9)政府は障害児が早期に発見できるようにする
(10)自営を含む職業訓練と雇用
(11)0-2年までに、署名国の30%が「職業リハビリテーション」に関する条約を批准する
(12)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(13)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(14)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(15)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(16)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(17)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(18)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(19)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(20)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(21)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(22)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(23)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(24)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(25)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(26)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(27)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(28)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(29)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(30)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(31)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(32)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(33)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(34)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(35)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(36)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(37)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(38)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(39)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(40)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(41)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(42)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(43)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(44)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(45)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(46)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(47)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(48)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(49)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する
(50)0-2年までに、すべての加盟国の職業訓練事業に障害者を最低30%組み入れ、適切な支援、サービスを提供する

信へのアクセス
(16)0-5年までに、障害者が障害を持たない人と同じように、インターネットでその関連サービスを利用できるようにする
(17)0-4年までに、ICTの国際基準に責任を持つ国機関は、ICT国際基準に障害者のためのアクセス基準を組み入れる
(18)0-5年までに、政府は加盟国のICT政策に障害者のためのICTアクセス基準を導入し、障害者が受益対象に含まれるようにする
(19)0-5年までに、すべての国で政府は共通の手話・触手話・点字を開発・普及する
(20)0-5年までに、政府は緊急に手話・触手話・点字の通訳者及びリターを雇用する仕組みを開発する
(21)0-5年までに、貧困の削減及び生計を支える計画による貧困の削減
(22)0-5年までに、一日の収入・消費額が1ドル未満の障害者の割合を半減させる
(23)0-5年までに、目標達成のための戦略
(24)0-5年までに、障害者団体と協力し、びわこMFWの目標・戦略を実施するための5カ年行動計画を策定・採択する
(25)0-5年までに、この計画には障害者を健常者のための開発計画・事業に盛り込むようなインクルーシブな政策・事業を含める
(26)0-5年までに、障害者差別をなくすため、障害者の権利を保護する法律と政策を採択し、既存の法律を見直す
(27)0-5年までに、国が障害者差別を明確かつ具体的に定義するとともに、国連の人権や障害者に関する基準に合わせ、障害者がこうした法律の下、権利を保護され、人権に関する救済措置を受けられるようにする
(28)0-5年までに、障害者の人権委員会を、障害者の人権を特に重視し、全力でその役割を果たす。政府は障害者の人権を守るため、独立した障害者の人権機関の設立を検討する
(29)0-5年までに、障害者団体及び市民団体が協力して、障害者の予防とリハビリテーション、エンパワメントのための地域に根ざした政策を打ちに策定する。地域に根ざしたリハビリテーションの観点には、ピアカウンセリングを含めた自立生活の概念、権利を守る取り組みを反映する
(30)0-5年までに、アジア太平洋地域の各国政府は0-4年までに、NGOと協力して「びわこMFW」の目標・戦略を達成するための優先事項と行動計画を策定する
(31)0-5年までに、準地域内の各国政府は、その地域内に連絡調整拠点を設ける場合は、関係

「障害者の人権及び尊敬を保護・促進するための包括的な国際条約」の策定に向け、障害者権利条約に関する特別委員会の業務を支援し、貢献する。また、世界のすべての地域から幅広い障害者団体が同委員会の業務に参加することを促進する
(7)政府は国際・国・地域レベルにおける障害者の権利に関する政策及び人権を守るための仕組みにかかわる手順に障害者・団体を取り入れる
(8)政府は0-5年までに、障害関係のデータ収集・分析の体系を作り、政策・計画決定に役立つ統計を障害者に整理する
(9)各国政府は0-5年までに「障害者統計開発のためのガイドライン」原則に基づき障害者の定義を採用する
(10)政府は障害者団体及び市民団体と協力して、障害者の予防とリハビリテーション、エンパワメントのための地域に根ざした政策を打ちに策定する。地域に根ざしたリハビリテーションの観点には、ピアカウンセリングを含めた自立生活の概念、権利を守る取り組みを反映する
(11)アジア太平洋地域の各国政府は0-4年までに、NGOと協力して「びわこMFW」の目標・戦略を達成するための優先事項と行動計画を策定する
(12)準地域内の各国政府は、その地域内に連絡調整拠点を設ける場合は、関係

NGOと協力する
(13)各国政府、国連組織、市民団体、民間組織は協力して「アジア太平洋障害者センター」の職業訓練・情報機能を支援・活用する。センターは障害者の能力開発に取り組み
(14)各国政府、市民団体、民間組織は特定領域の研究センターを設立し、ネットワークを構築する
(15)ESCAPとその他国連機関は、特定領域の研究センターを認定し、ネットワークの構築を支援する
(16)各地域の政府は障害者に関する体系的に、職業協定、技術移譲、人材開発などを始める。政府はびわこMFWの目標を達成するため、情報・経験などの面で地域間交流を進める
(17)アジア太平洋地域、アフリカ地域、西アジア地域は、地域間の情報、経験、専門知識の交流を通じ、地域ごとの計画が効果を生むよう協力と連携を強化する
(18)0-5年までに、監視と評価
(19)0-5年までに、びわこMFWの進捗状況を監視する
(20)0-5年までに、びわこMFWの中間評価を行う。この評価に基づき計画の修正や新たな戦略計画を策定する場合は、関係

キャラバンキャンペーンを実施して

「富山県障害者施策推進フォーラム協議会」の活動

富山県障害者施策推進フォーラム協議会

本年は、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年ということで、富山県障害者社会参加推進センターとしても如何なる事業展開をなすか、10月3日に県内各関係団体が集い「富山県障害者施策推進フォーラム協議会」を立ち上げました。

本県においても、終わりの年にせず始まりの年にしようと、県内障害団体が、心を一つにしてキャラバンによるキャンペーンを実施しました。

10月28日と29日の両日に、タスキやノボリを作成し20数名の編成で、富山市役所から始まり富山県庁を最終に、

小泉内閣総理大臣のメッセージとともに当協議会の作成したアピール文を携え、各市・町の首長の前で読み上げ今後の福祉向上に協力の要請をいたしました。訪問先の市・町にはその地域の社会福祉協議会の方にもお願いし、役所関係者や地域の障害者関係者多数の出迎えを受けました。

アピール文は、次の通りであります。



▲キャンペーン活動の様子

国連障害者の十年から、「アジア太平洋障害者の十年」に引継がれ最終年を迎えました。

障害者に対する施策は、この十年間で国民全体の認識が此迄に大きく前進しました。

精神薄弱者が知的障害者に呼称変更され、障害者基本法の施行により従来の身体と知的の両障害に精神障害が加わり、三障害に対する施策が始まり共通する分野の事業が展開されるようになりました。昨年からは、身体・知的其々に開催されてきたスポーツ大会も、国民体育大会のあとに全国障害者スポーツ大会となり充実しました。障害のある人々の住みよいまちづくりの為の施策も、バリアフリーのまちづくり活動や共生のまち推進、ユニバーサルデザイン手法の導入、ハートビル法、交通バリアフリー法、運転免許取得希望者への配慮、補助犬の普及、情報提供事業等と、多くの関係法律及び法制度の改善と施策の進展がみられました。障害を持つ人々においても、大きな変化が見られ自立と社会参加が促進されました。私たちは、この十年間の成果を評価しつつ関係者の努力と国民の支援に感謝致します。

然し乍ら、精神障害や知的障害、重複障害の人々に対する差別や偏見を取り除き、その人権の確立を図る必要があります。障害者のみならず、全ての人々が社会生活に於いて真に公正で豊かになる事を望み、急速な高齢化と少子化が進む現況に怯まず全ての人々にとって住みよい社会の実現の為に頑張ろうではありませんか。

私たちは、最終年を終わりの年にせず新たな始まりの年にしなくてはなりません。私たち富山県では、障害者関係団体が心を一つにしてキャラバンによりキャンペーンを実施致しました。私たちは、今後の障害者に対する取組に、さらなる前進をお願いし「完全参加と平等」の実現の仕上げにご協力を願うものであります。地方公共団体は、支援費制度の充実等、積極的な施策を計画的に実施する事を、県民各位には共に参加し行動し協力頂ける様に心からお願いする次第であります。ここに強く決意するとともに心からなる要請と致します。

平成拾四年拾月式拾八日
富山県障害者施策推進フォーラム協議会

最終年記念フォーラム寄付金状況

■総額 200,490,848円 ※中央組織委員会分

(平成14年11月15日現在)

主唱団体等	17,000,000円	個人	6,554,398円	企業	32,663,300円
団体	6,953,769円	学校	450,000円	施設	858,869円
民間助成団体等	56,225,512円	助成事業	39,785,000円	国庫補助金	40,000,000円

寄付金拠出者一覧

9月28日以降にご寄付いただいた各位をご紹介しますとともに、今回は、特に札幌フォーラム、大阪フォーラムに対してフォーラム組織委員会宛にご寄付いただいた各位をご紹介します。(入金日順)

〈個人〉

丸山 一郎様	埼玉県立大学 教授	20,000	三澤 義一様	10,000	
奥村 孝志様		5,000	安西 芳清様	5,000	
飯田 保雄様		10,000	白井日出男様	白井日出男事務所 推進議員連盟(衆議院議員)	13,745
小野 鎮様		19,880	出水 昌子様		5,000
持永 和見様	持永和見事務所 推進議員連盟(衆議院議員)	10,000	清水嘉与子様	清水嘉与子事務所 推進議員連盟(参議院議員)	31,230
五十嵐紀子様		100,000	岡本ゆかり様		450
椎谷 正様	日本障害者雇用促進協会 会長	100,000	森 喜朗様	森喜朗事務所 推進議員連盟(衆議院議員)	424
近藤 原理様		10,000	陣内 孝雄様	陣内孝雄事務所 推進議員連盟(参議院議員)	14,430
石川 良雄様		20,000			

〈企業〉

味の素株式会社様	100,000	藤沢薬品工業株式会社様	200,000
丸紅株式会社様	40,000	社団法人日本損害保険協会様	60,000
ニチメン株式会社様	20,000	塩野義製薬株式会社様	250,000
岩谷産業株式会社様	10,000	関西電力株式会社様	500,000
シャープ株式会社様	150,000	大鵬薬品工業株式会社様	150,000
川鉄商事株式会社様	10,000	協和発酵工業株式会社様	200,000
住金物産株式会社様	10,000	ファルマシア株式会社様	150,000
社団法人 不動産協会様	100,000	ファイザー製薬株式会社様	300,000
株式会社日立ハイテクノロジーズ様	10,000	ノバルティスファーマ株式会社様	250,000
三菱工業株式会社様	200,000	アストラゼネカ株式会社様	150,000
石油連盟様	400,000	大正製薬株式会社様	350,000
積水ハウス株式会社様	200,000	日本シェーリング株式会社様	100,000
参天製薬株式会社様	100,000	グラクソ・スミスクライン株式会社様	200,000
株式会社アンソー様	300,000	小野薬品工業株式会社様	200,000
株式会社N E Cインフロンティア株式会社様	20,000	日本ペーリンガーインゲルハイム株式会社様	100,000
日商岩井株式会社様	30,000	山之内製薬株式会社様	450,000
財団法人 凸版印刷三幸会社様	250,000	三共株式会社様	450,000
エーザイ株式会社様	300,000	三菱ウェルファーマ株式会社様	300,000
松下通信工業株式会社様	40,000	バイエル薬品株式会社様	100,000
アイシン精機株式会社様	80,000	大日本製薬株式会社様	150,000
社団法人 東京銀行協会様	500,000	中外製薬株式会社様	350,000
電気事業連合会様	4,000,000	アベンティスファーマ株式会社様	150,000
第一製薬株式会社様	300,000	住友製薬株式会社様	200,000
万有製薬株式会社様	300,000	武田薬品工業株式会社様	650,000
田辺製薬株式会社様	200,000	大塚製薬株式会社様	200,000
久光製薬株式会社様	100,000	株式会社日清製粉グループ本社様	100,000
麒麟麦酒株式会社様	150,000	日本電気株式会社様	100,000
富士通株式会社様	160,000	愛知製鋼株式会社様	15,000
新電元工業株式会社様	20,000	株式会社ジャパンニューアルファ様	5,000,000
明治製菓株式会社様	100,000		

〈団体〉

福岡市中途失難聴者福祉協会様	9,400	恵学園様	1,508
社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会様	446	安藤 國男様 財団法人 川崎市身体障害者協会 会長	2,342
社会福祉法人 広島市社会福祉協議会様	3,000	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会様	1,446
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会様	11,000	北海道光生会様	92,584
大分県障害者社会参加推進センター様	4,701	香川県社会福祉協議会様	2,130
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会様	3,586	いちようの会共同作業所様	4,576
アジア太平洋地域ボランティア協会様	5,000,000	財団法人 岐阜県身体障害者福祉協議会様	2,673
財団法人 日本障害者スポーツ協会様	100,000	新潟県社会福祉協議会様	346
笹川 吉彦様 社会福祉法人 日本盲人会連合 会長	300,000	広島県授産事業振興センター様	13,004
社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会様	7,887	重度身体障害者授産施設 宰府園様	368
広島県腎友会様	20,000	社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会様	292
川島 徳市様 社団法人 大分県身体障害者福祉協会 会長	4,950	うしおフーク様	2,574
大宮手をつなぐ育成会様	2,400	長崎県社会福祉協議会様	470
社会福祉法人 光友会様	15,137	三重県社会就労センター協議会様	12,370
社会福祉法人 山梨県障害者福祉協議会様	9,250	社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会様	607
経営情報研究会様	80,000	福生ひまわり共同作業所様	2,571

〈札幌フォーラム寄付者〉

美坂 佳助様 エア・ウォーター株式会社 代表取締役社長	300,000	岡 真則様 北海道空港株式会社	300,000
山崎 泰博様 株式会社ロイズコンフェクト 代表取締役	1,600,000	大星 公二様 NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド	1,000,000
菊池 正平様 社団法人 北海道バス協会	100,000	佐藤 征紀様 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	1,000,000
株式会社イー・シー様	3,000,000	札幌商工会議所様	3,000,000
松田 信行様 東日本電信電話株式会社 北海道支店	300,000	北海道銀行様	300,000
北海道旅客鉄道株式会社様	300,000	北海道百貨店協会様	200,000
北海道電力株式会社様	1,000,000	奥成 泰之様 全国共済農業協同組合連合会北海道本部	200,000

〈大阪フォーラム寄付者〉

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会様	1,890,000	財団法人 大阪府身体障害者福祉協議会様	30,000
社団法人 大阪市視覚障害者福祉協議会様	20,000		

訂正とお詫び AP十年ニュース9号の寄付金拠出者一覧の中で、下記の方々のお名前に誤りがありました。ここにお詫びし、訂正させていただきます。(入金日順)
 <寄付者(個人)> 阿由葉 寛様 社会福祉法人 足利むつみ会 常務理事
 山城 永盛様 社会福祉法人 沖繩コロニー 理事長

ご協力ありがとうございます！

フォーラム「草の根募金」継続中

最終年記念フォーラムでは、「3つの国際会議」の終了後も、「草の根募金」活動を継続しています。各地で展開されている「3つのキャンペーン」や、国際会議の事後処理、記録作成を含め、予定されたすべての事業が成功裏に終わられるよう、引き続きご支援をお願いいたします。

「草の根募金」振込先

郵便振替口座 00140-8-53113

名義 財団法人日本障害者リハビリテーション協会 フォーラム寄付金口

*「草の根募金箱」でご協力いただいている皆様も、お願いした設置期限が来ましたら、上記の口座に振込方をお願いいたします。

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念セミナー 開催決定!

日身連主催・JD協力事業 最終年フォーラムも後援!

フォーラム主唱団体である日本身体障害者団体連合会（中央障害者社会参加推進センター）ではこのたび、同じ主唱団体の日本障害者協議会（JD）の協力により、「アジア太平洋障害者の十年」最終年を記念するセミナーを、12月に東京都内で、2月に大阪市内で開催することになりました。テーマは「これまでの施策を振りかえり、障害者運動の新しい明日を築く」です。

現在、国内外ともに障害のある人々のための制度や施策は大きな転換点を迎えています。国レベル、また地域レベルで障害者運動をいかに進めていけばよいのか、また、障害者団体の役割は何か、団体間の協調・連携のあり方などについて、これまでの施策を振りかえりながら考えていきます。参加費は無料。障害のある人々の団体活動や障害のある人々への福祉、社会参加に関心のある方ならどなたでもご参加いただけます。ふるってご参加ください!

■と き

東京セミナー／2002年12月17日 13時30分～17時、12月18日 9時30分～16時30分

大阪セミナー／2003年2月20日 13時30分～17時、2月21日 9時30分～16時30分

■ところ

東京セミナー／全社協・灘尾ホール (Tel 03-3580-0988 Fax 03-3581-7865)

大阪セミナー／大阪全日空ホテル (Tel 06-6347-1112 Fax 06-6348-9208)

■お申込み方法

(1)参加希望会場(東京・大阪のどちらか)、(2)氏名(フリガナ)、(3)ご所属(あれば)、(4)ご住所、(5)Eメールアドレス、TEL、FAXなどのご連絡先、(6)介助者の有無、手話通訳・要約筆記・点字プログラム・車いすスペースの必要な方はその旨、の6事項を必ず明記のうえ、

- ・Eメールでお申込みされる場合は office@nissinren.or.jp へお送りください。
- ・FAXでお申込みされる場合は、03-3565-3349番へお送りください。
- ・郵送でお申込みされる場合(送付先)

〒171-0031東京都豊島区目白3-4-3 デアダンクビル 4F日身連内 最終年記念セミナー申込係
プログラム内容などの詳しいお問合せは――

日本身体障害者団体連合会・中央障害者社会参加推進センター事務局(担当:稲垣、小松)へ
TEL 03-3565-3399 FAX 03-3565-3349 E-mail office@nissinren.or.jp